AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
AB_{n}　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AC_{23}＝0.04963
AC_{24}＝0.05057
AC_{25}＝0.051
AC_{26}＝0.050
AC_{27}＝0.049
AC_{28}＝0.0484
AC_{29}＝0.0485
AC_{30}＝0.04841
$AC_{令元}$＝0.04801
$AC_{令2}$＝0.00186
$AC_{令3}$＝0.00271
$AC_{令4}$＝0.00600
AD_{n}　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和４年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和４年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AE_{23}＝0.02555
AE_{24}＝0.02591
AE_{25}＝0.027
AE_{26}＝0.026
AE_{27}＝0.025

AA_{25}　ア　平成25年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成25年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
AA_{26}　ア　平成26年度市場公募都市に係るもの　0.016
イ　平成26年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019
AB_{n}　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額
AC_{23}＝0.04971
AC_{24}＝0.052
AC_{25}＝0.051
AC_{26}＝0.050
AC_{27}＝0.049
AC_{28}＝0.0485
AC_{29}＝0.0486
AC_{30}＝0.04848
$AC_{令元}$＝0.00107
$AC_{令2}$＝0.00186
$AC_{令3}$＝0.00271
AD_{n}　n年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成23年度から令和３年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成23年度から令和３年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額
AE_{23}＝0.02558
AE_{24}＝0.027
AE_{25}＝0.027
AE_{26}＝0.026
AE_{27}＝0.025